

出席停止の措置について

新型コロナウイルス感染症が、感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、2類相当から5類に移行したことにより、新型コロナウイルス感染症に関連した出席停止の取り扱いは以下のとおりとなっています。

出席停止の対象となるのは「新型コロナウイルス感染症が判明した場合」と「校長が認める場合」です。これまで出席停止の対象としていた「発熱等のかぜ症状」「新型コロナウイルスワクチン接種」等は欠席扱いとなります。

今後は従来感染症対策を一律に講じるのではなく、換気や手洗いなどの日常的な対応を継続して参ります。流行時には、一時的に場面に応じた対策を講じることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。